

会計規程

第 1 章 総則

第 1 条 本規程は学生会の会計に関して規定したものである。

第 2 章 収入

第 2 条 本会の経費は学生会会費、寄付金、その他の収入により充てるものとする。

第 3 章 会費

第 3 条 学生会則第 2 章第 4 条に定める会員は会費 1 万円を納めなければならない。

第 4 条 会津大学コンピュータ理工学部に所属する学生で、入学時に会費を納入せずに学生会員とならなかった者は、入学後同額の学生会会費を納めることで学生会員となることができる。

第 5 条 納入された学生会会費、寄付金は返還しないものとする。

第 4 章 用途

第 6 条 本会の経費は以下の目的にのみ使用する。

- - 1. 会津大学学生会則第 1 章第 2 条に沿う事項。
- - 2. 会津大学学生会則第 3 章第 1 2 条に定める機関の運営。

第 5 章 会計原則

第 7 条 予算の内容は明瞭かつ正確である必要がある。

第 8 条 予算の執行は承認された予算の範囲内で執行しなければならない。

第 9 条 予算の効力は 1 会計年度に限られる。

第 10 条 会計年度終了時における予算の余剰金は全て学生会に返納される。

第 6 章 会計年度

第 11 条 会計年度は 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

第 7 章 予算

第 1 2 条 予算は本予算、暫定予算に分類される。

第 8 章 本予算

第 1 3 条 本予算は 1 会計年度の年間予算である。

第 1 4 条 本予算の上限金額は繰越金を含めた850万円までとする。

第 1 5 条 総収入額が850万円を超えた場合には、超えた金額分を予備費として扱う事とする。

第 1 6 条 使用されなかった予備費は次年度の繰越金として扱われる。

第 1 7 条 本算案は予算編成委員会によって編成される。

第 1 8 条 本予算案は総会の承認を持って本予算として成立する。

第 9 章 暫定予算

第 1 9 条 暫定予算は予算総会において本予算が成立せず、本予算が成立するまでの間に予算が必要となる事柄に対応するための予算である。

第 2 0 条 暫定予算は本予算が予算総会の場において成立しなかった場合、同総会において審議される。

第 2 1 条 暫定予算は本予算成立後、本予算の一部とみなされる。

第 2 2 条 暫定予算の内訳として、本予算を決める臨時総会開催までの期間に使用される事項、適切であると判断される事項に関して予算に含めることができる。

第 2 3 条 暫定予算案は予算編成委員会によって編成される。

第 2 4 条 暫定予算案は予算総会の承認を持って暫定予算として成立する。

第 1 0 章 予算編成

第 2 5 条 本予算、暫定予算の編成は予算編成委員会の場において行われる。

第 2 6 条 予算編成委員会に関しては予算編成委員会規程参照。

第 1 1 章 予算の承認

第 2 7 条 予算の承認は学生会総会の場において行われる。

第 2 8 条 学生会総会に関しては学生会総会規程参照。

第 1 2 章 決算

第 2 9 条 決算は同年度予算が正当に使用されたかを審議する。

第 3 0 条 決算総会にて否決された項目に対し、次年度予算に同項目また類似すると思われる項目に関して予算を計上することはできない。

第 1 3 章 決算決議

第 3 1 条 決算は決算総会の場において行われる。

第 3 2 条 決算総会から予算総会の期間使用された予算に関する決算に関して、予算総会の場において補足決算として行われる。

第 3 3 条 決算総会、予算総会に関しては学生会総会規程参照。